

第2章 循環型社会の推進

第1節 資源循環の推進



課題

1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

- 廃棄物は、住民の取組み次第でごみにも資源にもなるため、より一層ごみの減量化を推進するには、県民や事業者の意識の高揚が不可欠です。
- 循環型社会形成に向けて理解を深めるための環境教育・環境学習を様々な場面で一層進める必要があります。
- 廃棄物の排出抑制には、新たなリサイクル技術の開発や、リサイクル製品の使用拡大によるリサイクル素材の需要拡大が不可欠です。

2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進

- 令和2年(2020年)7月、全国一律でレジ袋の有料化が開始され、県民の関心が高まる中、廃棄物の削減に向けた多様な取組みを進める必要があります。
- 食品ロスの削減の観点からも、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図る必要があります。
- 排出事業者は、原材料の選択や製造工程の工夫などにより、事業生産性を高めつつ、産業廃棄物の排出の更なる抑制に取り組む必要があります。
- 廃棄物の削減のため、使用済の製品や部品、容器等でも再度使えるものは、ごみにせず繰り返し使用(=再使用)する必要があります。
- 再生利用率向上のため、容器包装プラスチック等の分別回収を進めるとともに、リサイクル製品等の利用拡大を図る必要があります。
- 長期的には、高効率でエネルギー回収ができる焼却施設の建設、既存施設改修が必要です。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 市町村は、経済性、効率性を踏まえ、ごみ焼却施設等の集約化や他の市町村等との連携による広域的な処理など、適正な一般廃棄物処理体制を確保する必要があります。
- 今後、市町村は地球温暖化防止や省エネルギー化等に配慮した発電などエネルギー回収効率の高いごみ焼却施設の整備を行う必要があります。また、施設設置が困難な市町村にあっては、市町村策定の長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新や改良を適切な時期に行う必要があります。
- 海洋プラスチックごみの多くは河川・水路等を介して海に流れ込んだものであり、陸域・海域における排出抑制・回収の取組みを進めるとともに、県民及び商工・農業・漁業団体向けの啓発を実施します。
- 産業廃棄物の最終処分場は、県内の経済活動に必要な施設であり、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」などの既存施設による安定的な処理を継続するため、可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立処分量を低減する必要があります。

- 産業廃棄物処理の透明性の確保のため、電子マニフェストの更なる普及拡大を進めるとともに、適正処理が促進されるよう県内の優良基準適合事業者の増加を図る必要があります。
- 県内で発生した産業廃棄物の県外排出をできるだけ抑制できるよう、優良な処理業者の育成や処理体制の確保などを進める必要があります。
- PCB 廃棄物については、定められた処理期限までに、適正に処理する必要があります。
- 水銀廃棄物の適正処理について、県民に周知するとともに、許可業者に対し法令の遵守を指導する必要があります。
- 不法投棄の撲滅に向けて県、市町村及び関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、不法投棄事案には厳正な指導や処分を実施し、原因者による早期改善を行わせる必要があります。

4 バイオマスの利活用の推進

- 食品廃棄物のうち、一般廃棄物（家庭、小売業、飲食業等）についてはほとんど焼却されているため、堆肥化等の活用を進める必要があります。
- バイオマスの利活用を進めるため、広域連携を進めるとともに、リサイクル認証による利用推進を図る必要があります。

5 災害廃棄物の適正処理

- 災害に伴う大量の廃棄物の処理を考慮し、施設の強靱化を進めるとともに、県内の焼却施設等の連携など、非常時の広域処理に備える必要があります。
- 令和2年7月豪雨などの大規模災害を踏まえ、市町村の災害廃棄物処理計画見直しを支援する必要があります。

1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

■廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進

- ・ レジ袋有料化を契機としたプラスチックごみの削減、食品廃棄物の減量化など、広く県民、事業者、行政が連携し、家庭、地域社会、学校、職場などさまざまな場における3Rの推進を図ります。
- ・ 特に、海洋プラスチックごみ削減に向け、幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出抑制」「リサイクル」を推進します。

■学校及び地域における環境教育・環境学習の推進

- ・ 小・中・高校の各段階や地域社会における環境教育・環境学習を更に進め、年少期からごみ問題を含む環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。

■事業者等による資源循環の推進

- ・ 事業者や大学等における廃棄物の有効利用や再資源化等に関する研究・技術開発及び施設整備を推進します。

2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進

■一般廃棄物の3R・熱回収の推進

- ・ 家庭等での食品ロスを減らし、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図ります。
- ・ 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握し、県民、事業者に対し、廃棄物の排出抑制等に関する取組みを進めるとともに、市町村における発電などエネルギー回収効率を高めたごみ焼却施設の整備を推進します。
- ・ 市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」について、技術的助言等を行います。また、市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」及び「長寿命化計画」の策定を支援します。

■産業廃棄物の3R・熱回収の推進

- ・ 事業者に対し、排出抑制・再生利用に関する情報を積極的に提供します。
- ・ 産業廃棄物税を活用し、リサイクル製品の普及、リサイクルに係る研究・技術開発及び施設整備を支援します。
- ・ 廃食用油から高純度BDFを製造するなど、バイオマスの種類・性質及び地域の実情に応じた活用や、食品廃棄物の排出抑制・利活用を推進します。

■各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

- ・ 循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法に基づく取組みが進むよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進

■一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- ・ 市町村によるごみ焼却施設の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。
- ・ 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、発電や熱利用等、環境に配慮した施設整備を推進します。
- ・ 市町村による廃棄物処理施設の「長寿命化計画」の策定を支援し、既存施設の有効利用が図られるよう支援します。

■海洋プラスチックごみ削減

- ・ 海洋プラスチックごみ削減のため、関係機関等と連携した陸域・海域における排出抑制・回収の取組みを進めるとともに、リサイクルを推進します。

■産業廃棄物の処理体制の確保

- ・ 最終処分については、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」等の既存施設の活用による長期的、安定的な処理体制を継続します。
- ・ 県内で発生する産業廃棄物は、県内で処理することができるよう優良な処理業者の育成などを推進します。

■PCB 廃棄物の適正処理

- ・ PCB 廃棄物の期限内処理を目指して、保管事業者に対する早期処理の働きかけなどを行います。

■水銀廃棄物の適正処理

- ・ 水銀廃棄物について法令等で定められた収集運搬基準、施設及び処分基準等の遵守について指導します。

■不法投棄対策

- ・ 不法投棄対策強化のため、関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、原状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

4 バイオマスの利活用の推進

■バイオマス利活用の推進

- ・ 事業所や家庭から排出される食品廃棄物について、市町村や事業者による分別収集の取組み等の情報提供を行い、堆肥化、バイオガス発電等の利活用を推進します。
- ・ 木質系廃材や林地残材については、木質バイオマス発電所や熱利用施設でのエネルギー利用を促進します。
- ・ バイオマスは地域における住民や団体等による利用が中心ですが、より有効に活用するため広域連携による取組みを推進します。
- ・ バイオマスの活用に係る調査研究等を支援するとともに、県のリサイクル認証制度によるバイオマス製品の利用推進・普及啓発等を行います。

5 災害廃棄物の適正処理

■災害廃棄物の処理体制構築

- ・ 「熊本県地域防災計画」や「熊本県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、平時から市町村や関係団体との連携、県・市町村職員や事業者を対象とした研修等を通じた人材育成等、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理ができる体制を整えます。

■市町村計画の見直し支援

- ・ 市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを支援します。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
一般廃棄物排出量（年間）	556千トン (H30)	506千トン	第5期熊本県廃棄物処理計画
産業廃棄物排出量（年間） ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	4,081千トン (H30)	4,378千トン	第5期熊本県廃棄物処理計画
バイオマスの利用率 (年間) ①廃棄物系バイオマス ②未利用系バイオマス	①94% (H30) ②93% (H30)	①, ② 95%	第5期熊本県廃棄物処理計画